

【 検 査 】

85 ASO定性等の算定について

《令和6年3月29日》

○ 取扱い

- ① 次の傷病名に対するD012「1」抗ストレプトリジンO（ASO）定性又はD012「3」抗ストレプトキナーゼ（ASK）定性等*の算定は、原則として認められる。
- (1) 溶連菌感染症（疑い含む。）
 - (2) リウマチ熱（疑い含む。）
 - (3) 急性糸球体腎炎（疑い含む。）
- ② 次の傷病名に対するD012「1」抗ストレプトリジンO（ASO）定性又はD012「3」抗ストレプトキナーゼ（ASK）定性等*の算定は、原則として認められない。
- (1) 関節リウマチ
 - (2) 上気道炎（急性・慢性）

○ 取扱いを作成した根拠等

抗ストレプトリジンO（ASO）又は抗ストレプトキナーゼ（ASK）は、いずれもβ溶血性連鎖球菌（溶連菌）のうち、A群、C群、G群が産生する代表的な菌体外産生物質である溶血毒素に対する抗体で、溶連菌感染症やその合併症であるリウマチ熱や急性糸球体腎炎で上昇する。

以上のことから、溶連菌感染症（疑い含む。）、リウマチ熱（疑い含む。）、急性糸球体腎炎（疑い含む。）に対するD012「1」抗ストレプトリジンO（ASO）定性又はD012「3」抗ストレプトキナーゼ（ASK）定性等*の算定は、原則として認められると判断した。

なお、上記のとおり、これらの検査は溶連菌感染症に特異的な検査であることから、関節リウマチ、上気道炎（急性・慢性）に対する算定は、原則として認められないと判断した。

- (※) D012「1」抗ストレプトリジンO（ASO）定性、抗ストレプトリジンO（ASO）半定量又は抗ストレプトリジンO（ASO）定量
D012「3」抗ストレプトキナーゼ（ASK）定性又は抗ストレプトキナーゼ（ASK）半定量